

# 姉家督崩壊過程にみられる歴史的背景の一側面（その1）

——天保人間と明治っ子の断絶——

前 田 卓

## はじめに

明治生まれの父親が、小学生の頃の話である。江戸時代に生まれ「読み書き」が苦手であった祖父は、選挙の前の日になると立候補者の名前を書くため、息子に手をとって貰い汗だくで漢字を書く練習をしたという。

毎日わが子をどなりつけていた祖父も、選挙が近づくにつれて、猫の子のようにおとなしくなる。「この時のオヤジの姿が今でも忘れられない」と私はよく父親に聞かされたものであった。

私の父親に言わせると、明治時代の親子のジェネレーション・ギャップの方が、大正から昭和にかけてのそれよりも、大きかったという。その最大の原因は、江戸時代に生まれた祖父たちは学校教育も受けられず、読み書きも出来ない。ところが明治生まれの父親は、学校でいろいろと教育を受けたので、小学生であったにもかかわらず、祖父に対して、何かにつけて軽蔑した態度をとったようである。

私の家は酒屋であった。「商人が学問をすると生意気になり、却って害になる」と父をゴクツブシのように言うのが祖父の口癖であった。

しかし、父は小学校を終えると、当時の旧制高崎中学へ行きたいと思った。そこで祖父に内緒で入学試験を受けたという。受験料は四人の姉たちから、かき集めたそうである。「学問をさせると酒屋の後継ぎになりたがらぬから、学校などやめてしまえ!!」と常に怒っていた祖父も、父が中学三年生の時に他界した。

ところが、「天保人間」の祖父の心配がやがて現実となってあらわれた。「明治っ子」の父は家業を継がずに大学へ進学してしまったからである。その結果、父の姉が婿をとらねばならぬ破目になった。

明治の激動期における親子の断絶を大きなものにした原因の一つに、政府の教育政策があげられよう。

## (I)

現在の20歳代から30歳代の若者たちは、60歳以上の年寄りをつかまえては「明治の人」とか

「明治人間」と呼んでいる。それと同じように明治の末期から大正時代にかけて、当時の明治生まれの若者たちは、江戸時代に生まれた年寄りたちを「天保の人」とか「天保人間」と呼んだのである。そして時には「天保銭」とも言って軽蔑した。

周知のように天保時代とは西暦1830年から1843年までのことである。そして天保の次が弘化、嘉永、安政と年号が変わって行く。しかし、これらの年号のうち一番期間の長かったのが天保であった。そこで天保時代の前後に生まれた人びとを、明治の半ば頃から、明治生まれの若者は総称して「天保人間」と言った。それは今の若者が還暦を過ぎた大正生まれの人をも含めて「明治人間」として取り扱うのとよく似た現象である。ただ「天保銭」に対する考え方は、明治生まれと大正生まれとは少し異なっている。

すなわち「天保銭」という言葉について、私が大正生まれの人びとに尋ねたところ、殆どの人が「陸軍大学」を卒業した成績優秀な軍人と答えたのには驚いた。それは、大正生まれの人々が、徴兵検査を受けた昭和十年代には、軍人が世にはびこり、その当時の陸軍大学出身者は「天保通宝」と形がよく似た徽章を常に軍服に付けており、陸軍ではエリート・コースを邁進する人の代名詞のように考えられていたからである。たとえば、第二次大戦後、フィリピンで死刑になった山下泰文も、この「天保銭」を最後まで胸につけていたという。

ところが「天保銭」という言葉を広辞苑で見ると、全く上記の内容とは逆の意味が書かれている。

天保銭とは、天保通宝の俗称で、江戸幕府が天保六年に鑄造した楕円形の銭である。そして明治以後では八厘としてしか通用しなかったため、一銭にも満たないという意味から「時勢におくれた人」や「少々足りぬ人」を嘲けて言う称であると書いてある。

ただここで注意せねばならぬことは、天保に生まれた人びとにも「二種の型」があったということである。第一の型は封建的支配階級の中で育った人びとであり、第二の型は満足に読み書きの出来なかった下層の農民たちである。

第一の型に属し、明治政府の高官として活躍した人の名をあげてみると、天保元年に生まれた大久保利通、天保四年が木戸孝充、天保五年が江藤新平である。そして太政大臣となった三条実美は天保八年の生まれである。

ところで周知の如く、この封建的武士階級においては、儒教的な倫理観が存在し、当時の女子の躰の書物であった「女大学」にも書かれてあるような支配服従の関係が家族の成員間に侵透していたのである。

ただ、このような公家や武家社会で育てられた人びとは、わが国の当時の人口からすれば僅かな割合を占めたに過ぎなかった。

これに対し第二の型は、前にも述べた私の祖父のように、文字や書物に縁の乏しかった庶民のことであって、私がここで言いたい「天保人間」とは、これらの後者の人びとを指すのである。

この「天保人間」と言われた人びとは、第一の型とは全く異なった家族生活を営んでいた。た

たとえば、直接生産に従事している農民の家族生活についてみると、そこでは主婦はもとより息子や娘たちも、成年式や成女式を経れば、それぞれの能力に応じた農業の生産的労働を分担しているのであって、前者の第一の型のように家長以外の家族成員が、家長の財産や家長の地位に依存していたのと全く対照的であった<sup>1)</sup>。

第一の型に属する武士や大地主、更には豪商などの家族生活においては、家父長権が重んじられ、妻や子供たちは家父長の命令に絶対的に服従を強いられたのである。更に家族の成員間には男尊女卑の思想が支配的であった。たとえば、女性は嫁入りと同時に夫や舅姑に無条件で服従するのは当然のこととされ、また女性の躰は特に厳しかったために、未婚の男女が自由に交際するなどということは、全く論外とされたのである。

ところが第二の型である文字に縁のない「天保人間」たちの家族成員間の地位や役割は、前者とは非常に異なっていたのである。その一例として、成年式や成女式を終えた結婚前の年頃の男女の生活を見てみよう。昼の野良仕事が終わる、夕食を済ませると、若者たちは「あり余るエネルギー」を発散させるため、若衆組や娘組を作っていたのである。これら未婚の男女は「子供の社会」から「大人の社会」へと仲間入りすると同時に、村落内では結婚する能力を備えた一人前の人間として取り扱われ、親の管理下から開放された。男性の場合を見ると、集合所を作り、表向きの仕事としては、村の夜の警備や消防活動などがあげられるが、しかし、集合所では、若者だけが親の家から離れて寝泊りすることが主たる目的であった。すなわち寝宿が各地方に存在した理由がここにある。また他方、女性の場合を見ると、女たち同志が何名かの集団を作って、自分たちで選んだ農家の一部屋を借りる。その娘宿での彼女たちの表向きの仕事は針の仕事であり、宿親からは躰を受けたりしているのであるが、そこに寝泊りしている間は、男性との交際も大目に許されたのである。

若者宿や娘宿の最大の目的は、未婚の男女の自由な交際であったが、この実態については次回で述べることにしよう<sup>2)</sup>。

また、婚姻形式について見てみると、第一の型が嫁入婚や遠方婚を主としたのに対し、比較的文化水準の低い階層とみなされた第二の型の「天保人間」たちは、各地方によって種々雑多な婚姻形式をとった。「足入れ婚」「妻問い婚姻」や「嫁の定期的里帰り婚」<sup>3)</sup>などがあげられる。また、家の跡とりについても長男子単独相続とは全く異なった末子相続<sup>4)</sup>や姉家督相続<sup>5)</sup>など自分たちの村で江戸時代の昔から伝えられてきたいろいろな慣習を、明治政府の政策に反対しながらも、明治の中頃まで固守し、伝承しようと努力したのである。

ただこれらの慣習の崩壊過程の実態については次回に述べることにする。

## (II)

それでは明治維新以後に生まれ、村の慣習を軽蔑し、自らの手でそれを打ち破ろうとした私の父のような「明治っ子」たちは、どのような内容をもった学校教育を受けて成長していったのか

を次に検討することにしよう。

周知の如く、明治維新を成功させた人びとは、当時の若い青年たちで占められていた。それは前にも記したように天保の頃に生まれた第一の型の人びとであった。彼らは戊辰戦争で勝利をおさめ、直ちに明治の新政府を発足させた頃は、三十歳代から四十歳代の若きリーダーたちであった。この真摯の気性に溢れた若者たちは徳川三百年の歴史をもつ封建制度を打ち破り、新しい日本を作るために、当時の先進国であった欧米諸国の文化を模倣することに懸命であった。その中でも私の研究にとって最も関心のあることは、新政府が一般庶民に文字を教え込もうとしたことであった。

周知のように一般庶民の教育を目的とする「学制」が頒布されたのは、明治五年（1872年）九月であった。

これはフランスの制度を基礎にし、アメリカの制度を参考にしたものである。かの有名な「必ズ邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン」という高遠な理想に燃えて、この学制を頒布したのである。そして、そこで使われた教科書は福沢諭吉の「世界国尽」や「西洋事情」などであった。

また明治政府の若者たちは、世界の国々と肩を並べて行くには新しい知識を増進させ、しかもこれまでのように、士族などの支配階級のみが独占してきた「学問」というものを、一般の庶民にも開放しようとしたのである。その結果、学制頒布の翌年には全国の小学校の数が一万三千にも増加しているのである。

しかも私の研究にとって興味深いことは、この明治政府の若いエリートたちは、男子のみでなく、女子にまで学問を修めることをすすめたのである。すなわち、女子も男子と同じ学校で、しかも同じ教科書を使って教育を受けさせたのである。

政府が女子の教育に如何に力を入れたかは次の例からも理解できよう。学制頒布の前の年に、すでに政府は北海道開拓使長官の要請を入れて、5名の少女をアメリカへ留学させている。その中には佐倉藩士の娘であった津田梅子がいたことは有名である<sup>9)</sup>。

また欧米先進国を新しい教育の手本とした明治政府は、東京大学を開校した際に、多くの外国人の教授を招聘し、またそれと同時に日本の優秀な青年たちを欧米に派遣したほどであった。

しかし、明治初期の政府の開明的な教育政策も長くは続かなかった。われわれにとっては実に残念なことではあるが、明治十年の西南戦争の頃を境として、明治政府の方針は再び故の木阿弥にもどらざるを得なくなってきたのである。すなわち、明治十年代に入ると、政府の高官たちは、次第に江戸幕府が支配していた時代と同じように、儒教思想を復活させてきた。そして更に時が進むにつれて、家族国家観が教育制度の中に強く取り入れられるようになってくるのである。

たとえば、森有礼（薩摩藩士の息子）は、明治の初めに有名な欧化主義者であり、英語教育に力を入れ、日本語を軽視し、英語を国の言葉にしようとするほどの考え（厳密には日本的英語の創案採用）をもっていたとまで言われている。また彼は留学生とアメリカ女性との結婚による人種改

良を説くなどして、われわれの想像を絶するようなことを考えていた。ところがその森有礼が第一次伊藤博文内閣に入り、初代の文部大臣に就任した明治十八年（1885年）頃には、多くの政府の高官たちと共に国家主義思想に傾き、その結果、かの有名な国家主義的な色彩が強かった「学校令」（明治19年）を定めたのである。

そして、かつての個人の独立を尊ぶ開明的精神は姿を消し、天皇を頂点とする政治体制が成立し、家族国家観や家族主義イデオロギーを浸透させる教育政策が、強力におしすすめられてくるのである<sup>7)</sup>。

その中でも私の研究にとって最も重要なものは、家族国家主義に基づく教育観により発布された「教育勅語」の「明治っ子」に対する影響力である。

ただその前に明治二十三年（1890年）の教育勅語と不可分の関係にあった大日本帝国憲法について、次に少しく触れることにしよう。

周知の如く帝国憲法は教育勅語の前年、すなわち明治二十二年（1889年）に発布された。ところで大日本帝国憲法はプロシヤ憲法を範としたと言われてきているが、実は憲法発布に先きがけ次のような動きがあった。

すなわち、憲法が発布される7年前の明治十五年の春に、天皇の命令という名目で伊藤博文は伊藤巳代治らを伴ない、憲法調査のために、ヨーロッパに渡ったのである。

その伊藤博文は、ベルリンにおいてグナイスト（Rudolf von Gneist）およびモッセ（Albert Mosse）に、ウィーンにおいてはシュタイン（Lorenz von Stein）について教えをうけている。

余談になるが Hegel の門下生であった L. v. Stein は、19世紀中葉に社会学（Gesellschaftslehre）の成立が可能であることを説き、ドイツ社会学の創始者となったばかりでなく、また行政学の創始者とも言われた。そして彼は社会学、行政学、財政学、経済学などの国家科学（Staatswissenschaften）の諸領域において、多くの体系的な業績を残した人物である<sup>8)</sup>。伊藤博文が渡欧して、最も感銘をうけた人間はこのシュタインであったと帰国後述べている。そして、シュタインを日本に招聘しようという話もち上がったが、彼は帝国憲法発布の翌年に死亡し、来日は実現されなかった。

明治十六年にヨーロッパから帰国した伊藤博文は、前記の伊藤巳代治（1857～1934）（彼は明治・大正時代の政治家で、明治三十二年以後には枢密顧問官となり、自からを「憲法の番人」と呼び、政界の一勢力を形成した）らと共にただちに所謂ドイツ系の君主制憲法を参考にして、帝国憲法起草の準備に着手したのである。

また伊藤博文は、帝国憲法が制定される以前に、明治の新政府を確定的なものにしようとして、種々の制度を産み出したのである。明治十七年に華族令を制定し、明治十八年には内閣総理大臣及び各省の大臣を設け、これらが合体して「政府」というものを形成し、そして更に重要なことは、これらが天皇を輔弼することにしたことである（その内閣は戊辰戦争に勝った薩長両藩の出身者が大部分を占めていたことは言うまでもない）。

明治二十年代に入ると、近代国家体制が着々と進展していった。すなわち、政府は一方では国粋主義者たちの反対運動を抑制し、他方では、自由民権運動の流れをくむ人びとの政治に反対す動きを封じる目的で、明治二十年に保安条令を公布・施行した。更に前記のように明治十四年頃から準備されていた帝国憲法の最終案を明治二十一年に確定し、天皇に奉呈され、枢密院の諮詢を経て、明治二十二年二月一日、明治天皇から黒田清隆首相に授与された<sup>9)</sup>。

「憲法の発布」という文字を知らぬ「天保人間」たちの中には、天皇が「絹布ケンブの法被ハツビ」を下賜されるものと考えた者もいたという話が伝えられている。このことは単に「天保人間」の無知を嘲けり笑うわけにはいかない<sup>10)</sup>。それというのも「帝国憲法」がどのような人の手で起草され、またどのような内容をもっていたかを知る者は民衆の中には誰もいなかったからである。否それどころではない。家永三郎教授の言葉を借りるならば、憲法は伊藤博文とその他の僅か数人の手によって秘密裡に起草され、しかも憲法に関して意見を聞かれた者は、枢密顧問官の二十名ほどであったと言われている。

そのような現象を生んだのは、次のようなことがあったからにほかならない。明治政府は憲法を「欽定」方式で発布する方針をとったために、帝国憲法の発布に先き立って地方長官に対し、「憲法発布の前、あるいは後において、あえて憲法の親裁を異議する者あらば断じて言論集会および請願の自由の範囲の外に出る者として……臨機必要なる処分を施すべし」と訓示し、憲法に対する一切の批判を容赦なく取り締まった。この布令はとりもなおさず、帝国憲法が絶対的な元首である天皇によって、民衆に対して強制されたという性格を明瞭に物語っているものである<sup>11)</sup>。帝国憲法の中でも、私の研究にとって重要なものを特にとり上げて、次に述べることにしよう。

「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇ヲ統治ス」という条文でも明らかなように、帝国憲法は天皇主権の原理を貫いた。すなわち、国家元首として統治権を総攬するのは万世一系の天皇とされたのである。

「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」という第三条は、言うまでもなく帝国憲法は天皇を「現人神」として民衆に対して統治権を行使することになった。

この天皇をして「現人神」となし、国民から崇拜させようとした政府の意図はどこにあったかを少しく述べてみよう（古代において天皇を「現人神」と呼んだ事実があるか否かについてはここでは触れることを避ける）。

では話を二千年ほど前の我が国の庶民の生活にさかのぼることにしよう。私の考えでは、日本に祖先崇拜（祖先崇拜とは如何なるものかの定義については紙幅の関係上ここでは割愛する。拙著「祖先崇拜の研究」参照<sup>12)</sup>）という所謂民間信仰のその源流は、大ざっぱに言うならば縄文式の後期から弥生式時代であったと思われる。

この祖先崇拜なる宗教が発生し、発達するためには、いろいろな社会的条件が考えられる。しかし、その中でも私の研究にとって、特に見落してはならないものは「家族構成」である。

半移動民族から、やがて定着民族へと発展していった日本の社会において、必然的に発生した

のは大多数の家族成員を容する未分化的大家族であった。

この家族集団はひとたび作られると、これを永久に存続させようとする意志が人々の間に働くので、そのためここに「イエ」制度というものが発生するのである。

ところで「イエ」という言葉は単に現存する家族成員のみをさすのではない。自分たちを生育ててくれた両親は言うまでもなく、自分の幼い頃に死亡した祖父や曾祖父母などの祖先〔近祖〕—これを仮に近祖と呼ぶ）も「イエ」制度の中の成員である。また、かなり拡大な田や畑、更に山林などを数百年も前の祖先から受け継がれている本家筋などの「イエ」においては、現存する家族成員が、生前に直接交渉をもたぬ遙か数世代前の歴史上の遠い祖先〔遠祖〕までも「イエ」制度の成員の中に含める場合が多い。

そして、これらの他界した遠祖や近祖たちは、現存する家族成員を庇護する神として崇拝の対象となるのである。

この祖先崇拝なる宗教は、また、「イエ」の未来永劫を願い、血のつながった子孫によってこの祖先の霊魂は自らを篤く祀られることを願うのである。（そして余談ではあるが、我が国の祖霊は、盂蘭盆の行事でも分かるように、子孫の住む家の近くの山などで生活し、年に時を定めて家に帰ってくるのであって、十萬億土のような遠方に行くのではない。柳田国男氏も認めているように、成仏を目標として、極楽往生を保証し、この世に出てくるのは心得違いでもあるかのように、遙か遠方に送りつけようとするのは、我が国の民族の古来の感情に反した考えである。）<sup>13)</sup>

フィアカントの言葉を借りるならば、祖先崇拝は単なる生者と死者との強き共同によってのみ成立するのではない。生存者が死者に対して畏敬と愛と崇敬とを捧げるところにおいて祖先崇拝なる宗教は発生し、発達するのである<sup>14)</sup>。（また、我が国の祖先崇拝なる信仰は、仏教が伝来されてから後には、元来全く相反する仏教の影響を受けて、死者を「ホトケ」と呼ぶようになったが、大胆な見方が許されるならば、この外来の仏教が、日本古来の祖先崇拝の信仰と結びついて、我が国に根をはるためには、日本化された仏教に変容せざるを得なかったのである。このことは日本の各家庭にある仏壇についても同様に言い得ることである。周知の如く、仏壇は、インドの壇と中国の龕等が変形して我が国に入ってきたのであるが、仏壇には、本来ならば中央に本尊仏を安置すべきであるのに、日本の各地を調査してみると、仏壇の中には仏・菩薩などの像がなく、ただ祖先の位牌のみを安置している場合が多い、また、新しく分家した家々には、殆んど仏壇が無い。その理由を聞くと、「私の家にはお位牌が無いので仏壇は必要ない」と言う。この言葉からも分かるように日本の一般民衆にとっては 仏像の存在の有無が仏壇の成立を左右する決定条件ではなく、自分たちの祖先の位牌こそが仏壇をして仏壇たらしめるのが現実である。そして、我が国では生存者が祖霊の供養をおこたると、祖霊は子孫を庇護するどころか、逆に子孫に「祟り」を及ぼすのである。家族の中で度々病人が出たり、長煩いの者が生じたり、若死したり、また幼児の火傷の痕が消えない時には「ろくろく祖先のまつりをしないから」と村びとたちから批難される場合がある）。

さて、このかなり昔から我が国に存続していた祖先崇拝なる宗教は、前記のように、その後仏教の伝来により多少変えられ、また、仏教の祖先崇拝に対する影響力は、プラスとマイナスの両

面をもちながら、かなり変容されていったことは否めない事実である。しかし、この宗教は「イエ」を基盤とし、深く農民たちの民間信仰としての役割を十分に果たしてきた。

ところで、明治に入ると、この民衆の間に根強く存続していた祖先崇拜を、明治政府は国家神道の名の下に、天皇家と結びつけさせようとしたのである。厳密性を欠くが、端的に言うことを許してもらえるならば、日本古来の「イエ」制度における家長と他の家族成員との関係を、天皇と国民におき換えようと明治政府の高官たちは考えたのである。

すなわち、日本の古来からの家族主義的価値体系を、天皇制国家が成立する過程において、家族国家観というもので国民に強制しようとしたのである。

そして、明治政府は、個々の家々の祖先崇拜を極限において天皇家のそれへ昇華させようとした。すなわち、古来から血統を尊重し、宗家本家を崇敬する精神が旺盛であった祖先崇拜なる民間信仰を利用することにより、天皇家は国民の本家であり、国民の始祖の直系であるから、皇室を歓迎しなければならないと命令し<sup>15)</sup>、その家父長ともいうべき天皇を超自然的な超人間的なものと考えさせるために天皇をあえて「現人神」としたのである。

勿論、江戸時代の庶民の頭を「徳川様」から「天皇」へと180度切り換えさせるためには、ある意味では、これくらいの強力な圧力を国民にかけなければならなかったかも知れまい。その点だけに注目するならば、確かに大成功と言えよう。このような現象は、あたかも、第二次大戦中、「鬼畜米英」という標語の対象であった「マッカーサー」に対し、敗戦後、国民をして、天皇よりも「マッカーサー」、「マッカーサー」へと頭を切りかえさせようとしたようなものである。そして、その結果、「マッカーサー杯」まで生まれたのと一脈相通ずるものを私は感じた。

それはともかくとして、大日本帝国憲法が日本国民の精神的中核としての機能を兼ね備えたというのは重大なことであった。そして一般民衆を天皇と国家に注目させるために、必死にイデオロギーの教育に努力を払ったのである。すなわち、明治政府のとった政策は「皇室」の価値を高め、「家族国家」というもので庶民の心を吸収しようとしたのであった。(天皇や日本国というものを国民の前に大きくクローズ・アップさせねばならなかった一つの原因として明治政府は欧米諸国に肩を並べるための「富国強兵策」をとったことがあげられるが、このことについては後に触れることにする。)

そして前述したように「家族国家」観とは、国家というものを家の延長とみなし、天皇を家長とし、庶民を「赤子」ということにした。

そして私の研究テーマである「姉家督」とは全く逆の立場を、明治政府の高官たちはとったのである。すなわち、皇室規範は、皇統は「男系ノ男子之ヲ継承ス」と定めることにより「女子」を排除したのである。推古天皇以来、幾多の女帝を生み、江戸時代にも明正天皇という女性が存在したことを思えば、まさに隔世の観があった。

このように男系を重んじ、家父長制を大きく打ち出したことは、江戸時代から伝承されてきた農民の家族生活に大きい影響力を及ぼしたことは言うまでもないが、かかる問題は次回に述べることにして、次に帝国憲法と教育勅語との関係について書いてみよう。



帝国憲法の天皇制と家族的国家のイデオロギーを国民に深く浸透させるためには、教育勅語の成立を急がねばならなかった。（厳密に言うならば、如何に強引な政府の高官といえども、あまりにも封建社会の倫理観念をそのまま法律に盛り込むことは出来なかった。それというも憲法制定と対応しつつ、おしすすめられていった民法典草案の作成過程において、保守派の穂積八束等に対して梅謙次郎により、かなり修正案の意見が出されたからである。穂積の「民法出デテ忠孝亡ブ」という有名な言葉があるが、「民法典論争」はかなり長い期間に亘って行なわれたのである。もう一つ、民法が保守派の思い通りに作成できなかった大きな理由は、欧米流の民法でない、治外法権の撤廃を各国が承知しなかったからである）。<sup>16)</sup>

ともあれ、大日本帝国憲法における天皇や戸主権、親権更には夫権などが強化されるためには、単に憲法だけに頼るわけには行かぬと考えた明治政府の高官たちは、帝国憲法発布の翌年に、国民の頭を切り換えるために「教育」という手段に訴えようとして「教育勅語」なるものを作成した。それは明治政府の教育理念である武士的儒教主義に基づく徳育強化を目的とする「忠孝」の教えを、学校教育を通じて「明治っ子」に徹底させようとしたからにはかならなかった。

この教育勅語は言うまでもなく、明治二十三年十月三十日に渙発されたが、その翌年にはすでに全国の学校に配布されるほどのスピードぶりであった。紀元節や天長節などの祝祭日には、生徒を一堂に集めてこれを奉読することを要請した。

私のように戦前に学校教育を受けた者は、いろいろの式日の際、学校長が御真影の前で「朕惟フニ」から始まり「御名御爾」で終わる教育勅語が奉読されたことを記憶している。小学生の私には、その中に書かれてある意味がよく分らぬまま「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」などと必死になって暗記したものであった。

この教育勅語に書かれてある内容は、大ざっぱに言うと封建的儒教道徳、天皇制絶対主義や軍国主義的国家観を強調したものであって、それは大日本帝国憲法という法規範のみでは、国民を完全に掌握することが出来ないものと考えた明治政府が、このような教育勅語という道徳規範を教育政策の中に取り入れることにより、日本古来の「イエ」制度をして、それとは全く次元の異なった天皇制国家と同一視しようと努力したのである。

海後宗臣によると、特に政治における憲法の成立と並んで教育勅語が成立していることは明らかである。少なくとも元田（元田永学）はこの点を以前から考えていたのであって、伊藤の憲法、元田の教育勅語という二つの柱を並べて「天皇ハ治教ノ大権ヲ統フ」という大綱の趣旨を実現したのであろう。……教育勅語発布を喜んで元田が山県総理に宛てた書簡に『憲法には修正があっても、教育勅語は万世に亘って一字も変えることが出来ない』として、両者を結び合せながらも、教育勅語の絶対性を強調したのである<sup>17)</sup>。

「此レ我ガ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ」……この勅語は前述の如く、まさに封建的儒教的道徳と国家主義のあらわれである。

言いかえれば、教育勅語は単なる一篇の文章ではなかった。それは「明治っ子」の教育を支え、国家主義や軍国主義的教育をおし進めて行く際に最大の効果を発揮したのであった。

ただここで私が注目したいのは、教育勅語の内容そのものではなく、明治から大正、あるいは昭和の初期までに生まれた日本人たちの思想に及ぼした影響力というものが如何に強かったかということである。

勿論このような政府の方針に対し、明治二十年代において、すでに帝国憲法や教育勅語に対して反撥していた知識人が皆無ではなかった。内村鑑三の不敬事件などがそれを示めている。

しかし、明治に教育された夏目漱石や内田魯庵らまでが、明治天皇の死去の際に、大へん歎いたことを記した日記が残っていたことなどを考えてみると、やはり「明治っ子」の大多数が僅か二～三十年の間に明治政府の打ち出した学校教育に感化されていたことは否定しがたい事実であった。

前にもたびたび述べたように、その結果、学校で修身教育などを受けた「明治っ子」たちは、自分たちが生まれ育ってきた村の慣習、なかんずく、若者宿やヨバイの風習や婚姻の形式に背を向けるばかりでなく、これらの伝承的な風俗に対して、「行儀の悪いみだらな風俗である」と軽蔑するようになってきた。ここにも明治政府の教育政策の大きな効果があらわれたきたのである。

そして、この「明治っ子」たちは、武士的・儒教的な思想に基づく家族制度を「日本古来の淳風」であったかのように錯覚するように教育された。

また、「明治っ子」は天皇を頂点とする中央集権的な統一国家のもとにおいては、如何に身分の低い農民の出身者であろうとも、努力して、教養を高めれば人並みの立身出世ができるという夢を抱くように変っていったのである。

以上のように、明治時代に生まれた「明治っ子」たちは、文字に縁のなかった「天保人間」とは異なって、小学校の教育を受けることにより、教育勅語や修身などの教科書を通じて、私の父親のような一般の農家の子弟たちも上層階級の子弟と同様に、武士的儒教的な思想を抱き、前にも述べたように、その結果、自らを生んでくれた「天保人間」である親たちを、野蛮な人間として軽蔑するようになり、家族成員間においても大きな断絶を生じることになったのである。

特に私の研究課題である村落における「素朴な男女平等」という考え方は、武士的儒教的な教育の浸透により、みじんにも打ち砕かれてしまったのである。

そこで次に女子の教育が明治になってから、どのように変えられ、女性たちが家庭内におし込まれていったか、その過程を述べることにしよう。

これを述べる私の最大の目的は、明治十年代からの女子の教育が男尊女卑を重んじた結果、《姉が長男である弟をさしおいて家督を相続するというような「姉家督」とは真向から対立し》、それがひいては姉家督相続の崩壊を一層速めさせたことを明らかにしたかったからにほかならない。

### (III)

津田梅子について前述した際にも触れたように、明治初期の政府は女子の教育にも積極的であ

った。すなわちその教育内容も「女子といえども男子に伍して学べ」というものであった。

政府は明治五年二月、学制頒布の前に、すでに文部省の東京女学校を、五月には京都に新英学校と共に女紅場を設立し、一般の女子にも門戸を開き、外国婦人を教授陣に加えた。当時アメリカでは婦人解放の主張により、女性の社会的進出を促す教育が行なわれていた。それは女性も男性と伍して、社会的に責任のある仕事をもつべきであるとの考えであった。そこで日本でも師範学校をはじめとして、医学、電信、製図などの専門教育を実施した。

しかし、このような政府の方針も明治十年代になると、故の木阿弥になってしまった。男と女の性別による教育と、男女別学の方針が打ち出されたからである<sup>18)</sup>。（話は江戸時代に遡るが、当時の武家社会の女子の教訓書の最も代表的なものとして「女大学」があげられる。女大学の著書は恐らく貝原益軒ではないであろう。しかし、彼が宝永七年（1710年）に書いた「和童子訓」巻五の「女子に教えるの法」には、女大学とほぼ同じようなことが書かれてある。ともあれ、江戸中期の享保の頃より「女大学」なるものが武家社会の女子の教育に大きな役割を果たしたことは否めない）。

そして、この女大学は明治時代に入ってから、単に武士階級の女子のみでなく、一般の教養ある女子の間で読まれることになった。（勿論、女大学に対して福沢諭吉の「女大学評論」なるものが明治三十二年に出され批判されたが、たいした影響はなかった）。

この「女大学」が女子は幼き頃より男女の別を正し、舅姑を実の父母より大切にせよとか、夫を主君と思えよなど、江戸時代の武士社会の封建道徳を明治時代の女子に吹き込み、大きな成果を挙げたことは事実である。そこで、次に明治時代に広く用いられたと云われる「女大学」の原文のうちから、幾つかを抜き出し、次にそれを記してみよう。

### （女 大 学）

三. 女子は 稚時より男女の別を正しくして仮初にも戯れたることを見聞しむべからず。古への礼に男女は席を同くせず、衣裳をも 同処に置ず、同所にて浴せず、……

四. 婦人は夫の家を我家とする故に唐土には 嫁を帰るといふなり。仮令夫の家貧賤成共夫を怨むべからず。天より我に与へ給へる家の 貧は我仕合のあしき故なりと思ひ一度嫁しては其家を出ざるを女の道とする事、古聖人の訓也。若し女の道に背き、去らるゝ時は一生の恥也。……

五. 女子は我家は有てはわが父母に専ら孝を行う 理也。されども夫の家にゆきては専ら嬢を我親より重んじて厚く愛しみ敬ひ孝行を尽べし。親の方を重んじ舅の方を軽ずる事なかれ嬢の方の朝夕の見舞を 闕べからず。……

六. 婦人は別に主君なし。夫を主人と思ひ敬ひ慎みて事べし。軽しめ 侮べからず。……女は夫を以て天とす返々も夫に逆ひて天の罰を受けべからず。

十. 女は常に心遣ひして其身を堅く 謹護べし。朝早く起き夜は遅く寝ね、昼は寝ずして家の内のことに心を用ひ、 織縫績織 怠べからず。又茶酒杯多く飲べからず。歌舞伎小唄浄瑠璃等の淫 たることを見聴べからず。宮寺杯都て人の多く集る所へ四十歳より内は余り行べからず。

十三. 若き時は夫の親類友達下部等の若男には打解けて物語近付べからず。男女の隔を固すべし。如何なる用あり共、若男に文など通すべからず。

十六. 女は我親の家をば続ず、舅姑の跡を継ぐ故に、我親よりも嬢を大切に思ひ孝行を為すべし。

嫁して後は我親の家に行くことも稀成べし。……………

十九. 凡婦人の心様の悪き病は、和ぎ順ざると、怒恨と、人を誘ると、ものを妬むと、智恵浅きと也。此五の疾は十人に七、八は必ず有り。是婦人の男に及ざる所也。自ら顧戒めて改ざるべし。中にも智恵の浅き故に五の疾も発る。女は陰性也。陰は夜にて暗し。故に女は男に比るに愚にて、目前なるべきことをも知らず、……

二十. 右の条々 稚時能く訓べし。又書付て折々読しめ、忘ることなからしめよ。

では次に明治十年以降から次第に強くなった「良妻賢母」の教育について少し述べることにしよう。明治の富国強兵策に沿うような子供たちを育てるのは、まず家庭内における母親を教育することが必要であった。そこで政府はかつて江戸時代の武家社会で行なわれた儒教的な家族道徳を女子の教育政策にとり入れてきたのである。これが所謂「良妻賢母教育」である。

また明治二十年代に入ると、ジャーナリズムは反動的な女子教育論で賑わい始めた。明治初年に流行した男女平等の婦人論や女子教育に代って、儒教的な婦徳思想と結びついた「女子の本分」「女子のつとめ」を説く出版物が数多く現われてきた。特に儒学派の主張によって作られた雑誌「女鑑」は、当時では保守的な婦人雑誌の代表であった。また前にも述べたように、かつてリベラリスト、フェミニストであった森有礼も、士族として、また強烈な国家主義者としての反面を大きく打ち出し、女子教育の目的に「良妻賢母」をスローガンにしたのである<sup>19)</sup>。

そして男女平等とは、恐らくかけはなれた武士的儒教的な教科書が作られた。例えば、石川県女子師範で、明治十年代に使用された「女のしつけ」という本がある。また女性の道徳を分かりやすく絵で示した「娘教訓出世寿語録」と題する双六も発行された。その中で「悪い女」の標本として、うわき娘、茶屋女、かけおち、浮気後家などが描かれ、逆に「良い女」として、感心娘、孝行娘、見染められ、宮まいり等の絵が書かれている<sup>20)</sup>。

このような教訓的内容をもった双六が多く発行されたことは、男尊女卑の教育を徹底させようとした政府の方針があったからである。

話は飛ぶが昭和になってからも、女学校に入学する際に、「あなたは将来、何になりたいですか」と聞かれたら、「『良妻賢母』と答えなさい」と小学校の教師が、われわれ同級生の女生徒に教え込んでいたことが思い出される。「良妻賢母」の意味も十分に理解できるはずもない<sup>11</sup>～<sup>12</sup>歳位の女の子が一生懸命にノートに良妻賢母という文字を書いて暗記していた姿は、今にして思えば、当時の教育の一方的な強引さをあらわしているとしか考えられない。

また前にも触れたが文明開化を唱える政府の高官たちも、一皮むけば封建的・儒教的な家族道徳から一步も出るものではなかった。否、それどころではない。むしろ、明治政府は「妾」を公

然と法律上の親族と認めたため、妾の地位は飛躍的に高くなった。すなわち、「蓄妾の風習」を国体の名の下に弁護したため、妾は妻と同じく夫の二等親とされた。従って妾の生んだ子は三等親として入籍することができたのである。

また、政府は妾に対しても妻と同様に、貞操の義務を負わせ、妾が姦通した際には、新律綱領の犯姦条で妻と同様に処罰されたのである<sup>21)</sup>。

私も調査の際に壬申戸籍簿に『妾』という文字をしばしば見つけた。勿論、言うまでもないことであるが、妾を入籍している農家は、私の調べた範囲では、大地主のみに限られており、一般の農家には、このような「妾」という文字は発見されなかった。

「妾」をもつことや、妻と妾を同居させることが富豪のシンボルであるかのように『誇り』にする者もあったほどである。

このような妾制度を公けにした政府の高官たちは、厚かましくも己れの行為に対して、正当化するが、しかし、逆に明治の高官たちは武士的・儒教的な倫理観の立場から「天保人間」たちの行なっているヨバイや寝宿の風習や更には「妻問い婚」などの婚姻のしきたりを因習とみなし、下等でみだらな風俗であると侮蔑し、これを破壊し、大きく改変させようとしたことは、しばしば述べてきた通りである。

では最後に、明治時代に多くの女子たちの教育に使われた乃木大将夫人が姪に与えた「母の訓」の一節をここに引用してみよう。

一、色を以て男に事ふるは妾のことにして、心を以て殿御に事ふるは正妻の御務に候。故に御興入先の殿如何に多くの妾在しまし候とも、色を以て之を争ふなど端たなき御振舞被遊間敷候。

明治政府の教育が、男性のみならず、女性たちにもこのような思想をいだかせ、しかも女性自身にも上のような文章を書かせたということは、当時の男尊女卑の教育がいかに成功していったかの一端を物語るものとしてみてよいであろう。

#### (IV)

新政府が近代的改革と文明開化を叫んだ基底には欧米諸国と肩を並べたいための「富国強兵」という政策があったことは前にも触れたが、それは民衆の生活文化をして近代化させようとか、文明開化させようとかいう考えから発生したものではなかった。そのため、民衆不在の文明開化が、かえって逆に民衆の生活文化を破壊するという結果を生んだことを再びこゝに取り上げることにする。

たとえば明治の新政府は五カ条の誓文の中の「旧来の陋習を破り」という文言を利用し、民衆が長い間守り続けてきた村落の年中行事やその村特有の慣習や信仰などを「陋習」の名のもとに破壊させたり、また禁止したのである。

その根底には、前にもしばしば述べてきているように、明治政府の高官たちは、殆どが公家や

武家社会の出身者であり、そのため、彼らは村落に古くから伝えられてきた農民たちの慣習を侮蔑し、時には嫌悪したという事実がかくされていたからである。

そこで新政府は、武士的儒教的道徳に基づく法令（太政官布告や布達など）を数多く作成し、これを農民に押しつけ、村落にある慣習を何かにつけては打ち破ることに専念した。暦法の改革、結髪<sup>ムサビ</sup>の廃止、男女混浴の禁止、地価や戸数の調査を経て戸籍法の公布と地祖改正、更に徴兵制度の採用など、列挙したらきりが無い。ただ問題はこれら一連の政策について「天保人間」がどのように抵抗したかを次に考察することにしよう。

まず明治四年四月四日に大政官布告第七十号の『戸籍法』が公布された。

明治政府は廃藩置県を行ない、中央集権的な統一国家を実現するためには、何としても全国民の『人口動態』を正確に把握する必要があると考えた。そこで戸籍法の前文には「戸数人員ヲ詳ニシテ猥リナラサシムルハ政務ノ最モ先シ重スル所」と説き、近代的成文法としての戸籍法を公布したのである。これが世に言う『<sup>ウツツ</sup>壬申戸籍』である。

この戸籍は、明治五年の壬（ミズノエ）、申（サル）から実施されたことから、通常、壬申戸籍簿と呼ばれたのである。この戸籍の形式としては、美濃紙の白紙に、各家庭の全成員の氏名・年齢・婚姻・離婚などの他に、浮浪人取り締りの行政上の目的のために職業、宗旨や犯罪などまでが記載させたのである<sup>28)</sup>。

「天保人間」の中には、戸籍簿を作成するための戸口調査が始まると、政府が『婦女』を誘拐する準備をしているのではないかと騒ぐ者もあらわれた。ただ、このような子供じみた誤解は取るに足らないものであったが、この戸籍の作成の目的はそれほど単純なものではなかった。この壬申戸籍簿は、やがて徴兵制度を施行するための欠くべからざる資料になるのであった。しかし当時の天保人間たちは、それほど深く考えてはいなかった。更にその後、この壬申戸籍が種々の社会問題を引きおこす原因ともなったことは、次回に詳しく説明することにしよう。

暦法の改正も、また「天保人間」たちを大いに狼狽させた。我が国は明治五年までは、天保暦（太陰(陽)暦）が使用されていたのである。

ところが、資本主義化を急ぐ政府は欧米の先進国との交流の必要から、天保暦を廃し、欧米諸国と共通の太陽暦（グレゴリオ暦）に改めることにした。すなわち、ここで説明するまでもなく、旧暦の明治五年十二月三日を、明治六年一月一日とすることにした。そのため、十二月は僅か二日しかないことになった。政府は官吏に支払う月給が浮いたと喜んだかも知れまいが、一番迷惑を被ったのは一般の庶民であった。或る者は、この新暦法の採用によって、高利貸が勘定をごまかすのではないかと心配した。また、農民たちは旧暦と一年間の農作業とが密接に結びついていたため大混乱になった。それは第二次大戦後、アメリカ軍によって「サマー・タイム」が実施された際に、農民たちが迷惑していたこととは比較にならぬほどの混乱であった。

そこで「天保人間」たちの新暦への反撥は根強かった。彼らは太陽暦を無視して、現代流で言う旧暦に従って農作業を行ない、更にまた盆や正月の年中行事も旧暦で行なうことを主張した。

事実、現在でも盆や正月の行事を「新」と「旧」に分けて行なう村落があるが、それは以上のような経緯が明治五年にあったからである。

人びとの生活の実状を無視し、画一主義的な「学制」を頒布した明治政府の態度に対しても強い反撥が農民から発生した。その主な理由は、義務教育制度なるものが勤労民衆の負担を加重させ、しかも家業には何の役にも立たぬ教育内容であったために、「天保人間」である親たちの大きな不満と反感を呼びおこしたのであった。また更に、反撥の一つには、明治の学制における月謝の高いことがあげられる。たとえば、就学児童一人につき五十銭、二人以上の就学者の場合は、一人当たり二十五銭までとることを政府が認めたからである。

たとえば明治十一年の有業者一人当りの一カ月の所得がほぼ一円七十五銭である。このことを考えると、農民の子供たちに当てる教育費は、あまりにも高額であった。学制によって要求された小学校費の負担や強制就学などに対して、小学校設置反対の焼き打ちや、学制反対一揆が頻発した<sup>24)</sup>。

次に明治六年一月十日、大政官無号の「徴兵令」が発せられた。当然ながら、この徴兵制度に対する反対闘争も繰り広げられたのである。

「天保人間」に言わせると、刀や鉄砲をもって戦場でたたかうことは、鋏をもつ農民のやる仕事ではないというのである。

徴兵にとられることは、これを拒否した際の罰として懲役となり、獄につながれることと大して違いがないという意味で

「徴兵懲役一字のちがひ」とうたい、

徴兵一揆という行動に出たのであった。

この「血税騒動」といわれた徴兵反対一揆は、徴兵令が出されてから、僅か三カ月も経たぬ間に発生し、やがてそれが全国に波及していったのである。

事実、私が壬申戸籍簿を調査していた際に、徴兵を拒否したために禁固刑（殆ど六カ月）に処せられたという朱文字をしばしば発見したものである。

（お わ り に）

政府は、前記のような男尊女卑の儒教的家族主義に基づき、一般の農民たちにも、長男の単独相続を法令により強制しようとしたのである。

「天保人間」に言わせれば、古い歴史をもつ各々の村には、農民の生活の知恵によって生み出された相続の慣習があるという。たとえば、末子相続や姉家督がそれである。しかるに、明治政府は天皇を中心とした大家族制に基づく武土的な長男子相続を、全国の民衆に画一的に実行させ、家父長権（戸主権）の強化を計ろうとした。

ところが「天保人間」たちは、あらゆる方法を用いて、この政府の相続法に反対した。その一例を姉家督にとってみよう。

壬申戸籍簿を作成する際に、すでに長姉に婿がいた場合には、その婿を「長男」として役場に届け、事実上の長男を「次男」とする村がかなりあった。また、壬申戸籍が作られた明治五年から十数年たった後になっても、長姉に婿を迎える農家があった。そこで下の弟である長男に相続権が移ることを恐れた親たちは、役場に、長男の「廢嫡願い」を出したほどである。

これこそ、まさに文字と交渉のなかった「天保人間」の氣骨のあらわれでなくて何んであろう。彼らの意識の中には、長い間かかって作り上げてきた村の共同体内の慣習を変えまいとする意識が根強く生きていたのである。そこで今回は、「天保人間」が未婚の男女の交際や結婚観・離婚観、更には婚姻の形式をどのように考えていたかを、いろいろな資料を通じて説明することしよう。

### 引用文献

- 1) 川島武宣「日本社会の家族的構成」 p.11~13
- 2) 瀬川清子「若者と娘をめぐる民俗」 p.271~287
- 3) 長谷川昭彦「嫁の里帰り慣行」(姫岡勤, 土田英雄, 長谷川昭彦【むらの家族】 p.183~204)
- 4) 内藤莞爾「末子相続の研究」 p.160~252  
竹田 且「『家』をめぐる民俗研究」 p.86~206
- 5) 拙著, 「姉家督」一男女の別を問わぬ初生子相続一
- 6) 金森トシエ, 藤井治枝, 「女の教育100年」 p.18
- 7) 有地 亨「近代の日本の家族観一明治篇」 p. iii
- 8) 拙著「社会学ノート」(上) p.10
- 9) 有地亨 前掲書 p.77
- 10) 「生活のなかの国家」日本生活文化史(8) p.158
- 11) 有地亨 前掲書 p.77
- 12) 拙著「祖先崇拜の研究」 p.3
- 13) 同上 p. p.43
- 14) A. Vierkandt, Gesellschaftslehre SS. 297-298.
- 15) 拙著「祖先崇拜の研究」 p.230
- 16) 「生活のなかの国家」 p.164
- 17) 海後宗臣「教育勅語成立史の研究」 p.345

明治二十三年十一月三日の天長節に元田永学の山県有朋への書簡「回顧スレハ維新以来教育之主旨定まらず国民之方向殆ント支離減裂ニ至らんとするも……今般之勅諭ニ而教育之大旨即チ国民之主眼ヲ明示せられ……………彼ノ不磨之憲法之如きも時世ニ因而者修正を加ヘサルヲ不得も此ノ大旨ニ於テは

- 18) 「生活のなかの国家」 p.167~168
- 19) 金森トシエ 前掲書 p.19~30
- 20) 同 上 p.36~49
- 21) 「生活のなかの国家」 p.166
- 22) 有地亨 前掲書 p.38~39
- 23) 成毛鉄二「戸籍の実務とその理論」 p.10
- 24) 「西欧文明の衝撃」日本生活文化史(7) p.11